

第 63 回 徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(徳島県新型インフルエンザ等対策本部会議)

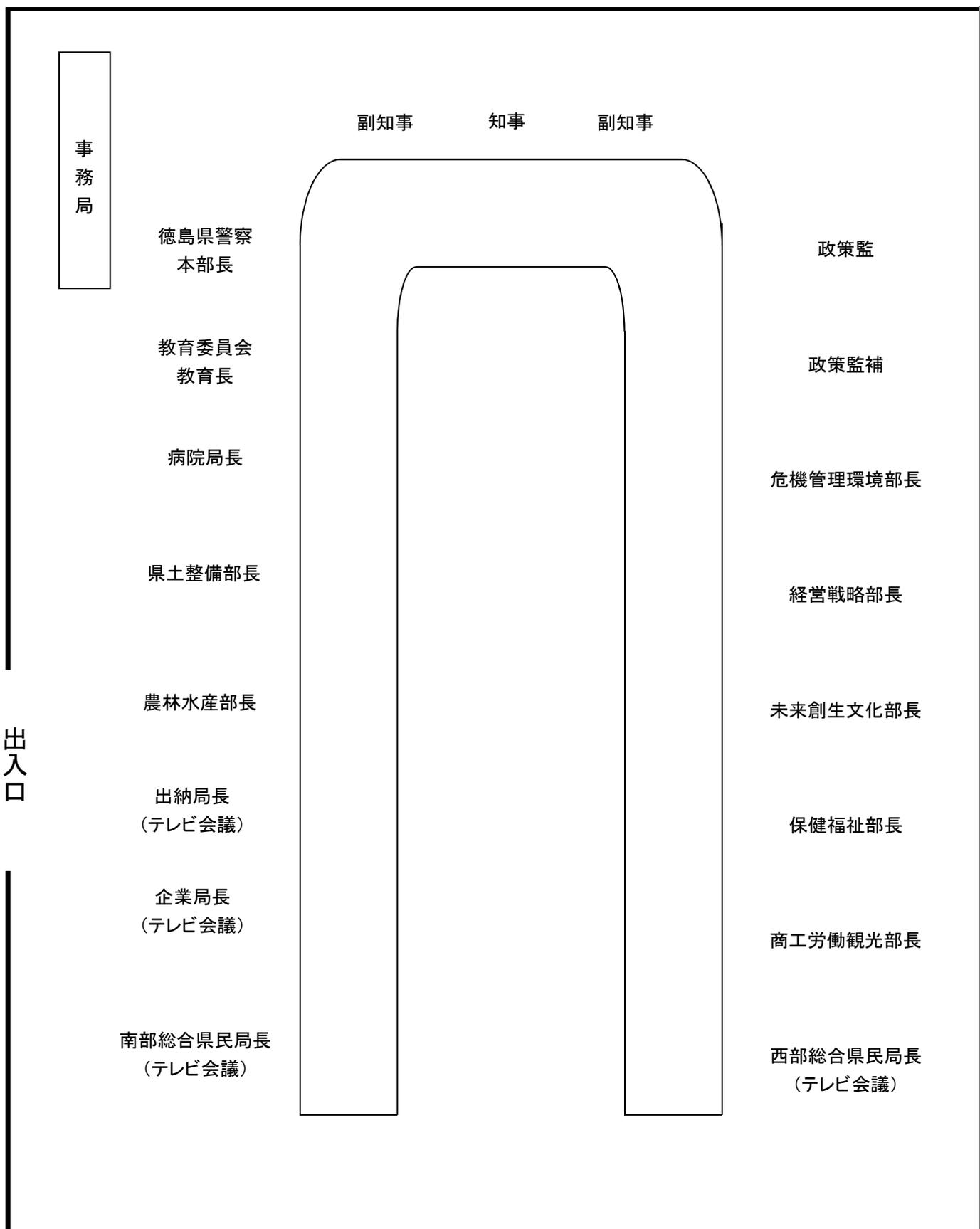
日 時：令和 3 年 8 月 2 5 日 (水)
午後 5 時から

場 所：県庁 3 階 特別会議室

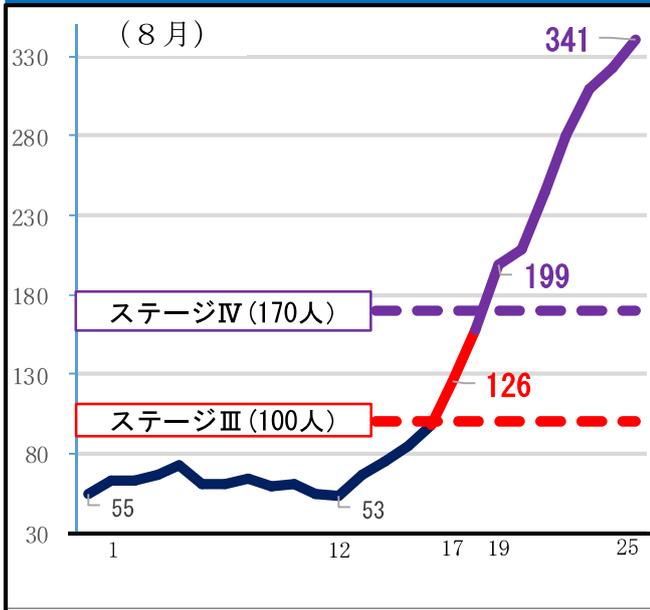
◎協議事項

- ・「緊急事態宣言」等を踏まえた本県の対応について

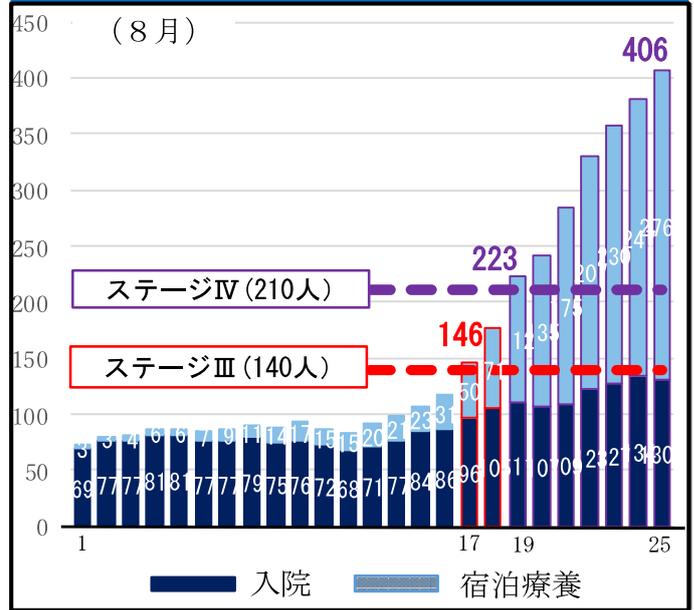
徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



○直近1週間の新規報告者数の推移

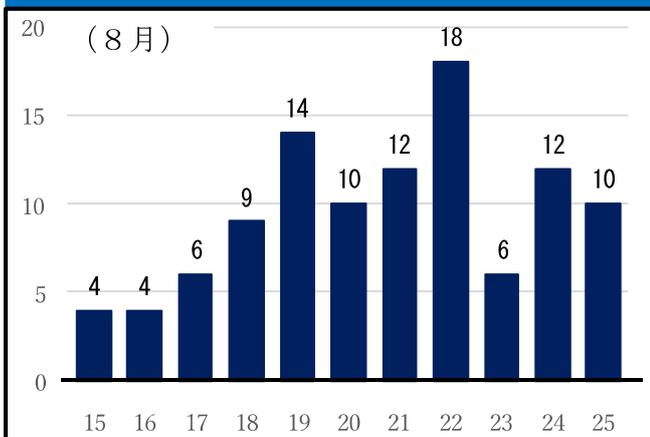


○療養者数の推移

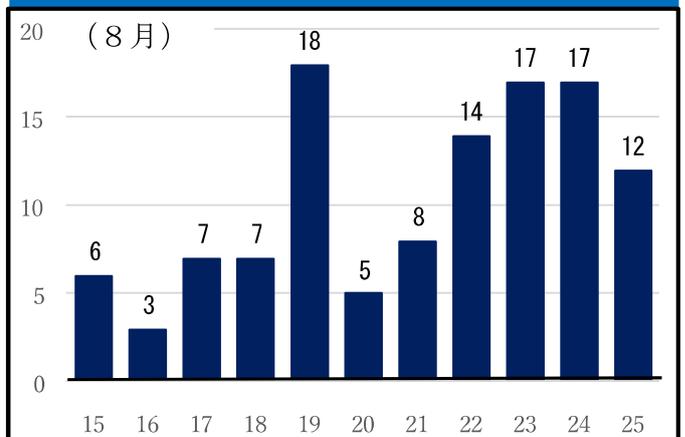


※ 8 / 24 に確認された新規感染者数は、56人（過去2番目）

○飲食店関連感染事例の推移



○家庭内関連感染事例の推移



○デルタ株疑い陽性確認割合の推移



○クラスターの発生

例目	発生場所	認定日	累計
31例目	児童等利用施設関連クラスター	8/4	26名
32例目	飲食店関連クラスター	8/15	34名
33例目	会社関連クラスター	8/16	10名
34例目	中学校・高等学校関連クラスター	8/17	11名
35例目	屋内イベントクラスター	8/18	5名
36例目	飲食店関連クラスター	8/21	11名
37例目	屋外活動・飲食店関連クラスター	8/21	7名
38例目	屋内イベント関連クラスター	8/22	10名
39例目	屋外活動クラスター	8/23	7名
40例目	職場クラスター	8/25	6名
41例目	会社クラスター	8/25	5名
42例目	会社クラスター	8/25	5名
43例目	会社クラスター	8/25	5名

8/25(水)時点

○ とくしまアラートに係る指標について

感染の状況		医療提供体制の負荷				監視体制	
②感染経路不明割合		③病床のひっ迫具合				④療養者数	
		入院医療				(参考)検査件数	
		(入院率)	うち重症者用 (確保病床の使用率)	(参考)宿泊療養施設稼働率			
①直近1週間 (8/18~8/24)の 新規報告者数							
341人 うち、60歳以上 (15人)	10.3% (35/341)	55.6% (130/234)	32.0% (130/406)	4.0% (1/25)	84.1% (232/276)	406人 (入院:130人 宿泊療養:276人)	8.4% (339/4,016)

(参考)10万人あたり

46.84人

(341人 / 72.8万人 × 10万人)

(参考)10万人あたり

55.77人

(406人 / 72.8万人 × 10万人)

(参考)

(療養者数)

406

(入院者数) 130

(入院)

130

(調整中)

0

(宿泊者数)

232

(宿泊療養者数) 276

(入所待機者)

0

(自宅健康観察者数)

44

(参考)とくしまアラート発動基準

ステージ I	10人以上	-	-	-	-	-	-
ステージ II	30人以上	(確保病床の使用率) 20%以上	-	(確保病床の使用率) 20%以上	-	-	-
ステージ III	100人以上	(入院率) 40%以下	(入院率) 25%以下	(入院率) 50%以上	140人以上	-	5%以上
ステージ IV	170人以上	(確保病床の使用率) 50%以上	(確保病床の使用率) 50%以上	(確保病床の使用率) 50%以上	210人以上	-	10%以上

※病床のひっ迫具合、療養者数は、

8月25日(水) 午前0時 現在

8月18日(水)

8月24日(火)

～

※直近1週間の新規報告者数、感染経路不明割合、検査結果を含まず、民間検査会社による検査結果を除く。

※陽性率は、県検査のほか、医療機関による検査結果は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システムより得られた情報に基づく。

※なお、医療機関による検査結果は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システムより得られた情報に基づき、

※とくしまアラートの発動基準としては、①～⑤の指標を総合的に判断してステージを決定する。

※地方部においては、特に、①「直近1週間の新規報告者数」、②「感染経路不明割合」を重視する。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更（案）

令和3年 月 日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、令和3年4月23日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域を変更することとしたため、同条第3項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年4月25日（沖縄県については、同年5月23日、東京都については、同年7月12日、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府については、同年8月2日、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県については、同月20日、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県については、同月27日）から9月12日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示（案）

令和3年 月 日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和3年4月1日）の全部を次のとおり変更し、令和3年8月27日から適用することとしたので、公示する。

記

(1) まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和3年8月2日から9月12日までとする。(2)の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・石川県については、令和3年8月2日から9月12日までとする。
- ・福島県及び熊本県については、令和3年8月8日から9月12日までとする。
- ・富山県、山梨県、香川県、愛媛県及び鹿児島県については、令和3年8月20日から9月12日までとする。
- ・高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県については、令和3年8月27日から9月12日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第4項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

(2) まん延防止等重点措置を実施すべき区域

福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の区域とする。

(3) まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

緊急事態宣言・まん延防止重点措置（区域と期間）

【凡例】

■ 緊急事態宣言対象地域・・・薄い赤

9月12日まで

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県、沖縄県（13都府県）

■ 今回新たに追加された緊急事態宣言地域・・・赤

8月27日から9月12日まで（17日間）

北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県（8道県）

■ 合計 21 都道府県

■ まん延防止等重点措置区域・・・薄い黄色

9月12日まで

福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、熊本県、鹿児島県（16道県）⇒（8県）

■ 今回新たに追加されたまん延防止等重点措置区域・・・黄色

8月27日から9月12日まで（17日間）

高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県（4県）

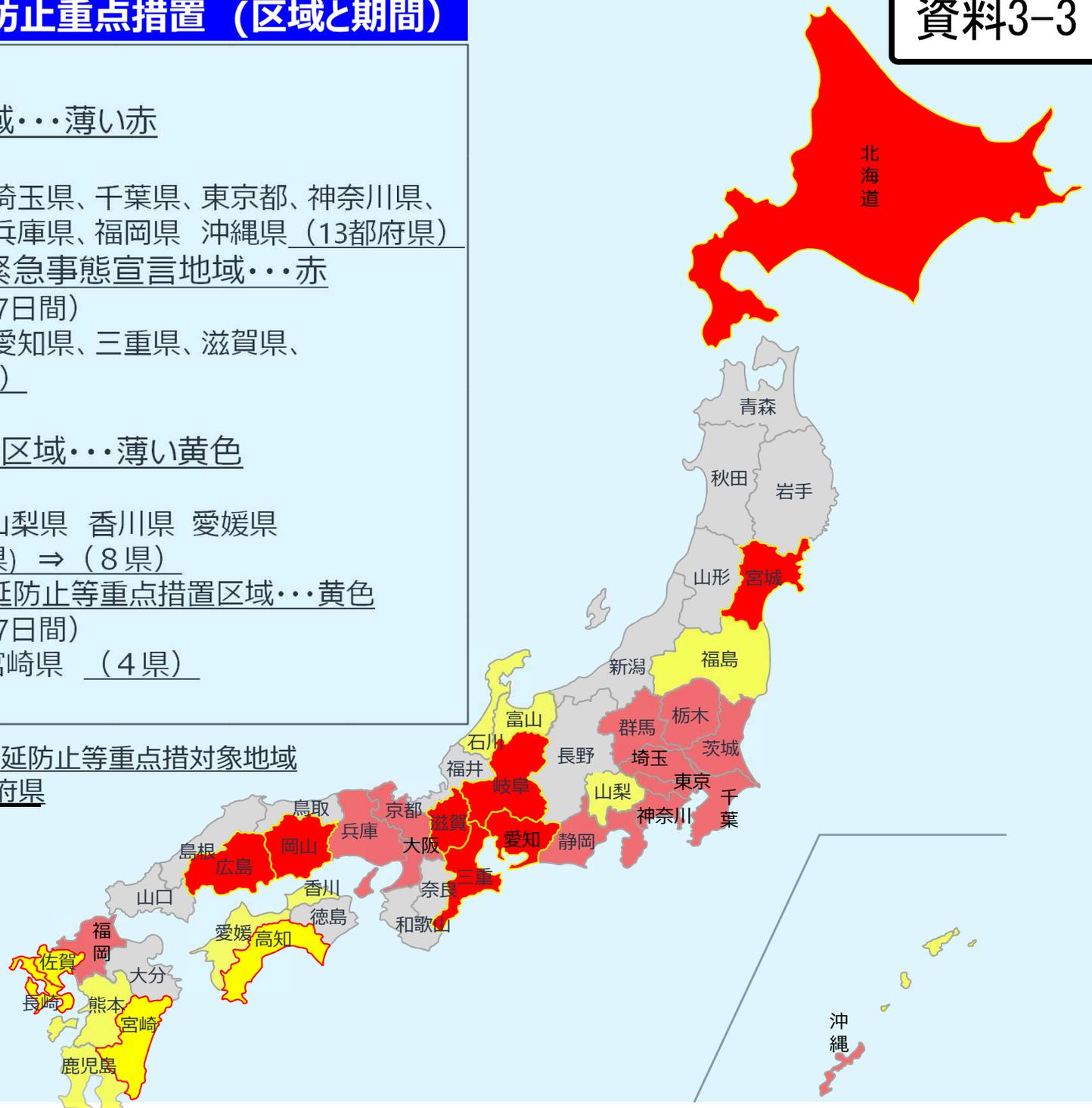
■ 合計 12県

緊急事態宣言対象地域+まん延防止等重点措置対象地域

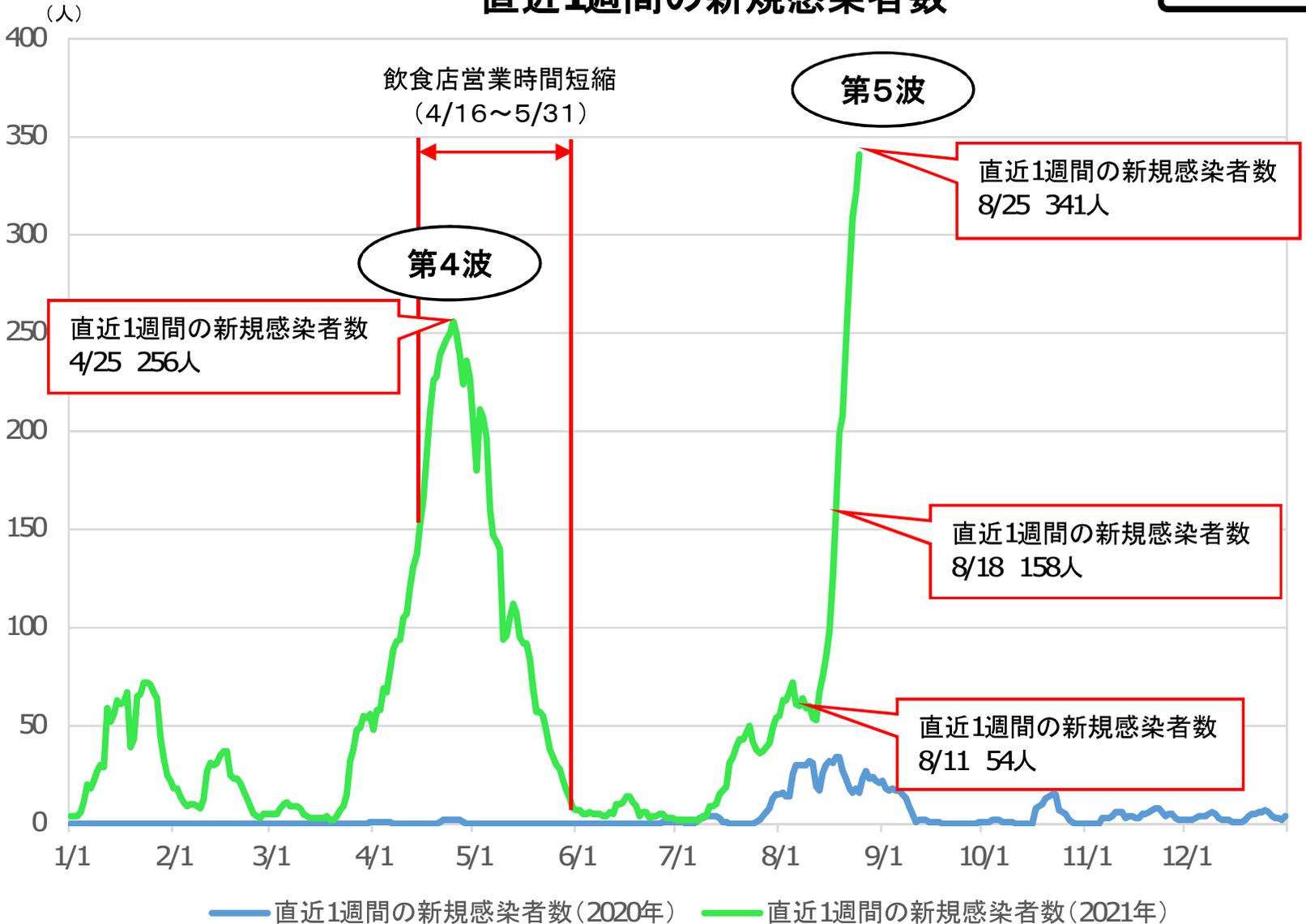
21都道府県+12県=33都道府県

全国の7割（33/47）

人口比では、87%を超える



直近1週間の新規感染者数



！ 飲食店における営業時間短縮のお願い ！

飲食店では以下の営業時間短縮をお願いします

期間 8月27日(金)から
9月12日(日)まで**内容** 午前5時から午後8時まで
酒類提供は午後7時まで**1 都道府県をまたぐ移動は一層慎重に！**

特に以下の区域への「移動は原則中止・延期」を

緊急事態宣言対象区域茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県
千葉県 東京都 神奈川県 静岡県

9月12日まで 京都府 大阪府 兵庫県 福岡県 沖縄県

8月27日から 北海道 宮城県 岐阜県 愛知県
9月12日まで 三重県 滋賀県 岡山県 広島県**まん延防止等重点措置区域**各知事が指定する区域 ※区域については各県のホームページ等で
最新の情報をご確認ください9月12日まで 福島県 富山県 石川県 山梨県
香川県 愛媛県 熊本県 鹿児島県8月27日から 高知県 佐賀県 長崎県 宮崎県
9月12日まで上記以外との往来についても、ご家族やご友人とも相談して慎重にご判断ください。
やむを得ない帰省の際は、県が実施する事前 PCR 検査をご利用ください。**2 感染力の強いデルタ株に対し、「感染防止対策の徹底」を！****県民の皆様へ**

- ▶ 若い方の感染が急増中！
積極的なワクチン接種の検討を！
- ▶ 3密(密閉・密集・密接)の場面はもとより
「2密・1密」についても回避
- ▶ 基本的対策(マスク着用、咳エチケット、うがい)
手洗手指消毒、大声を出さない)の徹底
- ▶ 飲食店・宿泊施設は、
「コロナ対策三ツ星店」を利用

事業者の皆様へ

- ▶ 人流抑制のためテレワークを一層推進し、
出勤や出張は必要最小限に
- ▶ 飲食店でのカラオケ設備の利用自粛を
- ▶ 従業員の体調管理を徹底し、
定期的な検査実施に協力を

積極的な
取得を！**3 「第5波・最大警戒期間」においては、以下の取組を実施します**

- **人流調査の強化** 繁華街や主要観光地の人流調査のきめ細やかなモニタリングにより
県外からの人の流れを「見える化」※「県全域」への来県者(全国)の増減の「見える化」
- **帰省される方への事前 PCR 検査** やむを得ず帰省される方を対象に、
事前に PCR 検査を無料で実施
- **PCR モニタリング定期検査** 「ガイドライン実践店ステッカー」、
「とくしまコロナお知らせシステム」に登録済みの
飲食店、宿泊施設を対象に定期的な PCR 検査を無料で実施
- **施設におけるクラスター対策** 同じ施設で複数の感染者が発生した場合に PCR 検査を実施
県外遠征や進路に係る大学訪問で県外へ往来した生徒への検査

～新型コロナウイルス感染拡大防止へのお願い～ 「飲食店における営業時間短縮要請」について

営業時間短縮要請の概要

対象区域 徳島県内全域

対象店舗 食品衛生法に基づく飲食店または喫茶店の営業許可を得て、営業を行っている店舗
※ただし、一部対象外があります。

※営業許可を取得していても、対象とならない店舗の具体例
○総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
○ケータリングなどのデリバリー専門店
○スーパーやコンビニ等の小売店（イートインスペースは対象となりません）
○自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
その他対象とならない店舗については、ホームページをご確認ください。

期間 令和3年8月27日（金）20時～9月12日（日）24時

営業時間を**5時から20時**までとさせていただくようお願いします。（酒類提供は**19時まで**）

協力金の支給要件

- 「営業時間短縮にご協力いただいた飲食店」には協力金をお支払いします。
- 「通常、20時までに営業を終了している店舗は、営業時間短縮要請の対象外」となり、協力金の申請はできません。
- 「通常、20時以降も営業していた店舗」が、期間中、営業時間短縮要請をうけ、「終日休業されていた場合」にも対象となります。
- 協力金の申請の際には、県の「ガイドライン実践店ステッカー」を掲示していることが要件となります。
- 「時短営業を実施していることを示すチラシ」を利用者にわかるよう「店舗外等見やすい場所に掲示」すること。



協力金の支給額

【第4期】8月27日（金）～9月12日（日）

1日当たり「売上高」	7.5万円以下/日	7.5万円超～13.34万円未満/日	13.34万円以上～25万円以下/日	25万円超/日
協力金の支給額	3万円/日	4万円/日	売上高×0.3/日	7.5万円/日
大企業は1日あたり「売上高減少額」×0.4 [1日あたり上限「20万円」または「売上高×0.3」のいずれか低い額]				

- ※売上高は「前年度または前々年の同時期」の「売上高の平均等」により算出します。
- ※「開店1年未満の場合」は、「直近3ヶ月の「売上高の平均等」により算出します。
- ※「売上の証明が出来ない場合」の協力金は「3万円/日」となります（大企業を除く）。

協力金の申請について

「コロナ対策三ツ星店」の皆さま

- ※「コロナ対策三ツ星店」の方は、
「一部前払の申請ができます（8月28日（土）受付開始）」。
・「一部前払」で定額25万円をお支払いします。
・対象期間終了後、実績を確認して残額をお支払いします。
（「残額のお支払い」には、「再度申請が必要」となります）
- ※申請書類：「前回協力金の受給実績」がある店舗は、
①申請書 ②誓約書
③「時短営業チラシ」と「ガイドライン実践店ステッカー」を店頭に掲示した「写真」

「コロナ対策三ツ星店」以外の対象店舗

- ※「コロナ対策三ツ星店」以外の対象店舗は、
9月13日（月）から「申請受付を開始」します。
①申請書 ②誓約書
③「時短営業チラシ」と「ガイドライン実践店ステッカー」を店頭に掲示した「写真」など
- ※詳細については、県ホームページ等でご確認ください。

「コロナ対策三ツ星店」



- ※「コロナ対策三ツ星店」とは
①新型コロナウイルス感染拡大防止「ガイドライン実践店ステッカー」の掲示
②「とくしまコロナお知らせシステム」への登録
③「PCR定期検査協力店ステッカー」の掲示
以上の「3つの取組に参加」していただいている飲食店

飲食店を営んでいる皆さまには、感染拡大防止のため、「PCR定期検査」にご理解、ご協力をお願いいたします。